

令和4年第3回（11月）

春日部市議会臨時会議案

議 案 目 録

令和4年第3回（11月）春日部市議会臨時会

| | | |
|--------|---|---|
| 議案第64号 | 専決処分の承認を求めるについて （令和4年度春日部市一般会計補正予算（第6号）） | 1 |
| 議案第65号 | 春日部市手数料条例の一部改正について | 3 |
| 議案第66号 | 令和4年度春日部市一般会計補正予算（第7号）について | 5 |

議案第64号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年11月7日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

専決第13号

専 決 処 分 書

令和4年度春日部市一般会計補正予算（第6号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第65号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年11月7日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の額を引き下げることにより、個人番号カードの普及促進及び窓口の混雑の緩和を図るため、民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。 （民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 令和4年12月20日から令和7年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき 10円）」とする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> |

附 則

この条例は、令和4年12月20日から施行する。

議案第 6 6 号

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 1 月 7 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘